

第2回石川県物価高騰対策支援事業（令和7年度児童福祉施設等分） Q&A

○交付対象施設について

No.	質問	回答
1	支援金の交付対象施設は。	令和7年7月1日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、事業継続予定である、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び放課後児童クラブです。 また、公立施設は対象外となります。
2	公設民営の施設は対象になるのか。	保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の場合は対象外ですが、放課後児童クラブの場合は対象となります。
3	認可外保育施設は対象になるのか。	対象となりません。
4	令和7年7月2日以降に開設した施設は対象となるか。	令和7年7月1日を基準日としているため、対象となりません。
5	申請時点で休止又は廃止している施設は対象となるか。	対象となりません。
6	対象施設は石川県内にあるが、運営主体（運営法人）の所在地が石川県外の場合、対象となるか。	運営主体の所在地が石川県外であっても、石川県内に所在する施設がある場合、当該施設分について支給対象となります。なお、運営主体の所在地が石川県内であっても、石川県外に所在する施設については支給対象外です。
7	児童養護施設等の「定員数」は。	「定員数」については、暫定定員を設定している場合は「暫定定員」、ファミリーホームの場合は令和7年7月1日時点における「現員」となります。
8	保育所、認定こども園等の「定員数」は。	保育所、認定こども園における「定員数」については、令和7年7月1日時点の利用定員になります。なお、幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）については、認可定員になります。

○支援金の申請・交付について

9	運営主体が複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、運営主体ごとの申請になるのか。	運営主体が同じであっても保育所、認定こども園、地域型保育事業所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び放課後児童クラブ別々に申請していただく必要があります。保育所や認定こども園を複数運営する場合も施設ごとの申請となります。事業案内の通知に記載されている申請コードごとに申請してください。
10	ネットバンクを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいか。	「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。
11	申請後に申請内容の誤り等気づいたが、どうしたらよいか。	申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに運営事務局（076-255-1625）にご連絡をお願いします。
12	いつ支援金は交付されるのか。	交付申請の受理後、審査を行い、申請内容に不備がなく適正と認められれば、概ね2週間程度で支援金を交付する予定です。 ただし、申請内容について、確認事項や不備がある場合には、交付までに時間を要することがあります。 また、申請が集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。
13	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることができるか。	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、この支援金を受け取ることが可能です。ただし、この支援金を受け取った場合に他団体の給付金を受け取ることができるかは、他団体の給付金の支給要件をご確認ください。